

日吉津村告示第16号

令和5年第1回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月1日

日吉津村長 中 田 達 彦

1 日 時 令和5年5月11日 午前9時00分

2 場 所 日吉津村議会議場

○開会日に応招した議員

石 原 浩 明

齊 田 光 門

長谷川 康 弘

前 田 昇

松 田 悦 郎

江 田 加 代

加 藤 修

橋 井 満 義

山 路 有

河 中 博 子

○応招しなかった議員

な し

第1回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和5年5月11日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和5年5月11日 午前9時開会

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加日程第1 議席の指定について

追加日程第2 会議録署名議員の指名について

追加日程第3 会期の決定について

追加日程第4 副議長の選挙について

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について

追加日程第7 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第8 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について

追加日程第9 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙について

追加日程第10 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について

追加日程第11 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

追加日程第12 米子市日吉津村中学校組合議会議員の互選について

追加日程第13 報告第5号 長期継続契約について

追加日程第14 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例の一部を改正する条例）

追加日程第15 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

追加日程第16 議案第22号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第1回）

追加日程第17 同意第1号 日吉津村監査委員の選任について

追加日程第18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 石 原 浩 明	2 番 齊 田 光 門
3 番 長谷川 康 弘	4 番 前 田 昇
5 番 松 田 悦 郎	6 番 江 田 加 代
7 番 加 藤 修	8 番 橋 井 満 義
9 番 山 路 有	10 番 河 中 博 子

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 里 英 樹 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	大 武 浩	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	福 井 真 一
教育長	井 田 博 之	教育次長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

○事務局長（里 英樹君） 皆様、御起立願います。最初に互礼を行います。

〔一同礼〕

○事務局長（里 英樹君） 着席願います。開会に先立ち、中田村長が挨拶いたします。

○村長（中田 達彦君） 皆さん、おはようございます。本日は令和5年第1回の臨時議会ということで、また、議員の皆様も新たな顔ぶれになられまして初めての議会ということでございます。

大変お忙しい中、御参集いただきまして、本当にありがとうございました。

私自身も2期目に入りまして初めての議会ということで、これから4年間、議員の皆様とよい議論をしながら、日吉津村のさらなる発展のため、日吉津村民の皆様のために頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

本日の議会は、議長、それから副議長さんの選挙をはじめ、各委員会の構成、それから一部事務組合や広域連合の議員の選出等々、重要な決定をいただく議会ということでございます。また、執行部のほうからもこの光熱費、あるいはこの物価高に対応する補正予算等の議案についても提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうか御審議いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、この後、各課長、管理職も自己紹介をさせていただきますけれども、執行部一同、また職員一同、村民の皆様のために、よりよい日吉津村のために、議員の皆様とも協力をしながら、御協力をいただきながら頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（里 英樹君） 続きまして、管理職員の自己紹介をお願いいたします。村長は先ほど挨拶をされましたので、総務課長から順次お願いいたします。

○総務課長（小原 義人君） 失礼します。皆さん、おはようございます。総務課長を拝命しております小原義人と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

3年目に入りました。このたびは議員の皆さんもメンバーがまた替わられたということで、また気持ちも新たに議員の皆様と協力しながら、時には有意義な議論を闘わせながら、日吉津村の発展のために尽くしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○建設産業課長（福井 真一君） おはようございます。建設産業課長の福井真一と申します。この4月より建設産業課に異動いたしました。よろしくお願いいたします。

○総合政策課長（大武 浩君） おはようございます。この4月から総合政策課課長のほうになりました大武浩と申します。今後も精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○住民課長（矢野 孝志君） おはようございます。住民課長の矢野です。今年で4年目になります。税やごみの担当でいろいろと住民さんと近いところかなと思っております。皆さんに御指導いただきながら仕事を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉保健課長（橋田 和久君） おはようございます。福祉保健課長の橋田和久と申します。よろしくお願いいたします。

高齢者、それから子供までの幅広い年代を対象に福祉、保健、介護、子育て支援と、幅広い業

務を行っております。午後からの議案の中でも新たな提案をさせていただく予定としております。いろいろ御意見いただきながら施策を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（井田 博之君） おはようございます。教育長、井田博之でございます。教育長を拝命してほぼ丸7年、いよいよ気を引き締め、襟を正し、職責が果たせるようにチャレンジ精神で進んでいきたいと思っております。どうぞ御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

○教育次長（横田 威開君） おはようございます。日吉津村教育委員会教育次長の横田威開と申します。日吉津村の人の笑顔づくりができる村、それに少しでも役立つことができるように尽力してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会計管理者（景山 美穂君） おはようございます。出納室会計管理者の景山です。2年目となりました。よろしくお願いいたします。

○事務局長（里 英樹君） ありがとうございます。

ここで、執行部の皆さんには、連絡するまで退席をお願いします。

〔執行部退席〕

○事務局長（里 英樹君） 本日は、一般選挙後、最初の議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、本日出席議員の中で、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で年長の河中博子議員にお願いすることになります。

河中議員には、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（河中 博子君） おはようございます。ただいま御紹介をいただきました河中でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

午前9時08分開会

○臨時議長（河中 博子君） ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより令和5年第1回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第１ 仮議席の指定について

○臨時議長（河中 博子君） 日程第１、仮議席の指定を行います。

議長が就任されるまで、ただいま着席の議席を仮議席といたします。

ここでしばらく休憩を取ります。

午前９時０９分休憩

午前９時２０分再開

○臨時議長（河中 博子君） 本会議を再開いたします。

日程第２ 議長の選挙について

○臨時議長（河中 博子君） 日程第２、これより議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

ただいまより議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（河中 博子君） ただいまの出席議員数は１０人であります。

それでは、立会人を指名いたします。会議規則第３２条の第２項の規定によりまして、立会人に石原議員、斉田議員の２名を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付をお願いします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（河中 博子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河中 博子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（河中 博子君） 投票箱の異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

失礼しました。早く言ってしまいましたが、皆さん、記入はもう終わりましたでしょうか。終わったようです。

○事務局長（里 英樹君） では、読み上げる順番で投票のほうをお願いいたします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	石原 浩明君	2 番	斉田 光門君	3 番	長谷川康弘君
4 番	前田 昇君	5 番	松田 悦郎君	6 番	江田 加代君
7 番	加藤 修君	8 番	橋井 満義君	9 番	山路 有君
10 番	河中 博子君				

.....

○臨時議長（河中 博子君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（河中 博子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

これより開票を行います。石原議員及び斉田議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（河中 博子君） 開票が終わりましたので、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 10 票、有効投票 10 票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、山路議員 6 票、橋井議員 4 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって、山路議員が議長に当選されました。

では、議場の出入口を開けます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（河中 博子君） ただいま議長に当選されました山路議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 33 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

それでは、山路議員、議長当選の承諾及び及び挨拶を求めます。演壇をお願いいたします。

○議員（9 番 山路 有君） 失礼します。ただいま皆様方の御支持により、議長に就任することができました。本当に感謝申し上げたいと思います。少し、これからの議長としての所信を述べさせていただき、挨拶に代えさせていただきたいと思います。

まずは、こうして住民の代表としてこの場にいるわけであって、今日、お昼から、臨時議会もありますけども、住民の負託に応える議会活動、また、議長としての活動をしてまいりたいと思っております。また、執行部との関係については、チェック機能を十分に果たすとともに、住民

の福祉を考えたときには、執行部との協調も重視してまいりたいと思っております。

本当に皆様の御支持に感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○臨時議長（河中 博子君） 山路議長には議長席にお着き願います。

以上で私の臨時議長の職務は全部終了いたしました。皆様の御協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（山路 有君） そうしますと、再開したいと思います。

追加議事日程について協議いたしますので、暫時休憩したいと思います。委員会室のほうに御移動願いたいと思います。

午前 9 時 3 7 分休憩

午前 1 0 時 0 5 分再開

○議長（山路 有君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

追加議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

追加日程第 1 議席の指定について

○議長（山路 有君） 追加日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定いたします。議員の氏名とその議席番号を局長に朗読させます。よろしくお願いします。

○事務局長（里 英樹君） 失礼いたします。それでは、議席の指定の順番を申し上げます。

1 番、斉田光門議員、2 番、加藤修議員、3 番、江田加代議員、4 番、長谷川康弘議員、5 番、前田昇議員、6 番、石原浩明議員、7 番、河中博子議員、8 番、橋井満義議員、9 番、松田悦郎議員、1 0 番、山路有議員。以上であります。

○議長（山路 有君） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

追加日程第 2 会議録署名議員の指名について

○議長（山路 有君） 追加日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、1 番、斉田光門議員、2 番、加藤修議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定について

○議長（山路 有君） 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで、休憩いたします。委員会室のほうに移動願います。

午前10時08分休憩

午前10時18分再開

○議長（山路 有君） そうしますと、本会議を再開いたします。

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（山路 有君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（山路 有君） ただいまの出席議員は10名であります。

立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、石原議員、斉田議員を指名いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（山路 有君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（山路 有君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

議員の点呼に応じて、順番に投票願います。（発言する者あり）

局長が言うそうですので。出過ぎたことをしました。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

1 番	齊田 光門君	2 番	加藤 修君	3 番	江田 加代君
4 番	長谷川康弘君	5 番	前田 昇君	6 番	石原 浩明君
7 番	河中 博子君	8 番	橋井 満義君	9 番	松田 悦郎君
10 番	山路 有君				

.....

○議長（山路 有君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。石原議員、齊田議員、立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（山路 有君） そうしますと、開票の結果を報告いたします。

投票総数 1 0 票、有効投票 1 0 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票中、松田議員 6 票、前田議員 4 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、松田議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山路 有君） ただいま副議長に当選されました松田悦郎議員が議場におられますので、本席から、会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、松田悦郎議員、副議長当選の承諾及び挨拶を求めます。

当選人、松田議員、挨拶、演壇で行ってください。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 改めまして、副議長に当選となりました松田です。何とぞよろしくをお願いします。

前回の副議長を受けたときには、初めての経験で、なかなかどうやればいいのか分からなかった部分は多々あったんですけども、今度、2 回目となりますので、その辺では多少、心に余裕ができるのかな、それでいろいろな考えも実行できるのかなと思っておりますので、何とぞよろしくをお願いします。このたびはありがとうございました。

○議長（山路 有君） それでは、次に進みます。

追加日程第 5 常任委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 追加日程第 5、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することにいたしますが、協議していただき、それによって指名したいと思います。

ここでしばらく休憩いたします。委員会室へ移動願います。

午前 10 時 31 分休憩

午前 11 時 30 分再開

○議長（山路 有君） そうしますと、再開いたします。

常任委員の指名をします。

総務経済常任委員に、敬称略します、橋井、前田、山路、加藤、斉田、各議員が総務経済常任委員です。

続いて、教育民生常任委員について発表いたします。敬称略します。河中、江田、松田、長谷川、石原、以上 5 名です。

次に、広報広聴常任委員に、前田、長谷川、松田、斉田、石原、以上 5 名です。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はただいま指名しましたとおり、それぞれの選任にすることに決定いたしました。

それでは、先ほどの常任委員の選任に伴います委員長及び副委員長を互選のため、それぞれ委員会をお開き願いたいと思います。

ここでしばらく休憩いたします。

午前 11 時 32 分休憩

午前 11 時 33 分再開

○議長（山路 有君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 6 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 追加日程第 6、常任委員長、副委員長の互選の結果を報告いたします。

休憩中に開かれました各常任委員会におきまして、委員選任に伴います委員長及び副委員長の互選が行われました。

その結果、総務経済常任委員長に橋井満義議員、副委員長に前田昇議員、教育民生常任委員長に河中博子議員、副委員長に江田加代議員、広報広聴常任委員長に前田昇議員、副委員長に長谷川康弘議員、以上のとおり、それぞれ決定しましたので、報告いたします。

追加日程第 7 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 追加日程第 7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、議長が指名することになっております。

お諮りします。議会運営委員に、敬称略します、加藤議員、橋井議員、河中議員、前田議員、松田議員、以上 5 名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり、それぞれ選任することに決定しました。

それでは、先ほどの議会運営委員会の選任に伴います委員長及び副委員長互選のため、委員会をお開き願いたいと思います。

ここでしばらく休憩します。

午前 11 時 35 分休憩

午前 11 時 36 分再開

○議長（山路 有君） そうしますと、休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 8 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 追加日程第 8、議会運営委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。

休憩中に開かれました議会運営委員会におきまして、委員選任に伴います委員長及び副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に加藤修議員、副委員長に橋井満義議員、以上のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

追加日程第 9 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙について

○議長（山路 有君） 追加日程第 9、南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙を行います。

広域連合規約第 8 条の規定により、本村議会において広域連合議会議員の選挙をするように定められております。本村から選出する広域連合議員の定数は 2 名です。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

南部箕蚊屋広域連合議会議員に山路有議員、河中博子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山路有議員、河中博子議員を南部箕蚊屋広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、山路有議員と河中博子議員が南部箕蚊屋広域連合議会議員に当選されました。会議規則第 33 条第 2 項の規定による当選の告知をします。

追加日程第 10 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について

○議長（山路 有君） 追加日程第 10、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。

広域行政管理組合規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会議員 1 名を選挙するように定められております。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決

定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に山路有議員を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山路有議員を鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、山路有議員が鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に当選されました。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

追加日程第 11 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（山路 有君） 追加日程第 11、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鳥取県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定により、組合議会議員 1 名を選挙することに定められております。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に江田加代議員を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま議長が指名しました江田加代議員を鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、江田加代議員が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

追加日程第 12 米子市日吉津村中学校組合議会議員の互選について

○議長（山路 有君） 追加日程第 12、米子市日吉津村中学校組合議会議員の互選を行います。中学校組合規約第 5 条の規定により、組合議会議員 2 名を互選するように定められております。お諮りします。互選の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

米子市日吉津村中学校組合議会議員に山路有議員、河中博子議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山路有議員、河中博子議員を米子市日吉津村中学校組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、山路有議員、河中博子議員が米子市日吉津村中学校組合議会議員に当選されました。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

ここでしばらく休憩いたします。

午前 11 時 46 分休憩

午後 2 時 00 分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

追加日程第 13 報告第 5 号

○議長（山路 有君） 追加日程第13、報告第5号、長期継続契約についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、報告第5号、長期継続契約について、別紙報告書を付しまして報告させていただきます。

日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件をこのたびの議会に報告するものでございます。

報告する案件は2件です。

1件目は、役場など村内各公共施設で使用しております業務用パソコンの賃貸借契約でございます。契約の相手方は株式会社鳥取県情報センター、契約金額は月額5万160円、契約期間は5年間でございます。

2件目は、教育委員会で使用いたします公用車のリースに伴う賃貸借契約でございます。契約の相手方は株式会社トヨタレンタリース、契約金額は月額1万6,500円、契約期間は4年間でございます。

詳細につきましては、添付しております一覧表を御覧いただきまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから報告第5号の質疑を行います。

少し質疑について説明しておきたいと思います。同一議題について3回を超えることができないということになっておりますので、最初に質疑をした場合、あと2回が許されるということで、その辺りを御承知おき願いたいと思います。

そういたしますと、提案説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

これから報告第5号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第5号を終わります。

追加日程第14 承認第1号

○議長（山路 有君） 追加日程第14、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者から提案説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました承認第1号、日吉津村税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律などが令和5年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日を期日として専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容についてですが、電動車の普及のため、環境性能割の税率区分における燃費基準達成度の段階的引上げ及び電気自動車等の取得における減税などについて軽自動車税を改正するほか、個人住民税では、令和6年度から導入される森林環境税に係る改正、固定資産税では、マンション長寿命化の観点から、大規模改修が行われたマンションに対する税額の減税措置導入に係る改正などについて規定するものでございます。

以上、承認第1号の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。私は、住民税の関係で質問いたします。

この森林環境税というものについてなんですけれども、この改正点について、ここをもう少し詳しく説明していただけないですか。例えば、改正点の最初のページなんですけど、「個人の県民税、個人の村民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する」、ちょっとなかなかここ理解できないんですけど、ここ、分かりやすく説明してください。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

まず、森林環境税でございますけども、村長の提案があったように、令和6年度からのことでございます。これは、森林の保全、地球温暖化防止、いろんなことが役に立ってる森林に対して森林環境税を課しましょうということで、これを市町村で、今、村県民税を納付いただいておりますけども、それと併せて徴収するということで、市町村の条例で規定しましょうということで、このたびの改正に入ってまいりました。その額については1人当たり年間1,000円ということが決まっております。

御質問もう1点いただいた、1ページ目の第34条の9、これについて、これは配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除ということで、最初に括弧書きであるとおりでございますけども、この株式等で配当や譲渡割で所得が出た場合、それに対しては所得税や住民税があらかじめ源泉されておられます。その情報が確定申告等で届きます。それに対して、前もって納めておられる住民税の部分、それが幾らあるかによりますけども、その金額が課税される住民税より多くあった場合、差額を戻すということになりますけども、その差額を戻す前に、森林環境税なんかも、戻す前にそこから引いてしまって、差額を戻しましょうという制度でございまして、その表現がこういう形になっておりまして、個人の住民税もちろんその余剰分から納めていただいて、森林環境税もその分から納めていただいて、余りがあればお戻ししますし、余りがなければ差額分を納付書なり発送させてもらって、納めていただくという制度でございます。それを規定したものでございます。以上です。

○議員（3番 江田 加代君） 分かりました。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。今の件に、そんなに深くではないんですが、この森林環境税については附則が6年の1月1日ということになってるんですけども、その辺の関連、今の説明で聞いたかもしれませんが、その辺ちょっと補足してやってもらえますでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。

御質問のとおり、6年1月からということになっております。これは、法の中で、そういったことで6年1月から導入するということから、本条例でも6年1月からの導入ということで附則に規定させていただいております。ただ、このたびの条例の地方税法等の改正、その中にそういったことが盛り込まれておりますので、その分を引用させてもらって、そう規定させていただいたものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） ちょっと確認ですが、6年度からという話と、この1月1日は矛盾はないわけですかね。その辺確認したいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。

各住民税は、毎年1月1日現在の住所地で課税になるということから、そこと合わせた1月1日になってると認識しております。その1月1日時点におられた市町村で課税になるので、課税は4月以降に、6月とか5月になりますけども、そういったことの基準日と合わせるためと理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですね。

ほかにございませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。今、同僚議員からの質問で思ったんですけど、来年の1月1日の税金のときからですけど、専決処分を今するっていう必要性ってやっぱりあるんですかね。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

地方税法等の一部改正が令和5年3月31日で公布されておりますので、その関係で、専決して、その法に合わせた改正はしてしまわないといけないという解釈でございまして、それを議会に間に合いませんので、3月31日時点で専決させていただいて、その後、最初の議会で報告させていただくということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（3番 江田 加代君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

追加日程第 1 5 承認第 2 号

○議長（山路 有君） 続いて、追加日程第 1 5、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました承認第 2 号、日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について提案理由を申し上げます。

これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 5 年 3 月 3 1 日を期日として、専決処分を行ったものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の後期高齢者支援金分に関する基礎課税額の上限を 2 0 万円から 2 2 万円に引き上げるもの、また、5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯の所得基準額を引き上げることにより、軽減対象世帯の追加等、変更を行うものでございます。

以上、承認第 2 号の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。先ほど村長から軽減対象者の世帯の追加というふうにお聞きしましたが、この限度額の、5 割、2 割減免の限度額が上昇したということは、軽減対象者が減るんじゃないでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

まず、1 ページ目の第 2 条の 3 項の後期高齢者の分が 2 0 万円から 2 2 万円上がったということが一つあって、そこが上がってるのに、次の 2 3 条以下の中で軽減対象世帯を増やすということがどうかという意味かなと認識しましたが、そういうことではございませんか。限度額は 1 人当たりの限度額が 2 2 万円上がりますけども、軽減世帯 5 割、2 割につきましては、2 ページ目になりますけども、5 割軽減に対しては、2 ページ目の中段の(2)のところではございますが、世帯 1 人当たりの所得の計算上の加算ですけども、2 8 万 5, 0 0 0 円から 2 9 万円に引き上げますので、対象が増えるという考え、同様に、2 割軽減のほうも、5 2 万円から 5 3 万 5, 0 0 0 円に

金額が増えますので、そこに対象になる世帯が増えるんじゃないかということでの計算にはなっています。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 先ほどの20万円が22万円になったというのは、これは介護納付金分ですね。介護分ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、あとは……（「すみません、後期」と呼ぶ者あり）そうですね、5割、2割減免は医療分についてだと思うんですね。ですから、私、この賦課限度額が上に上がれば、減免の対象者は、今まで減免の対象になっていた人が、限度額が上がることによって、その人たちが対象から外れるんじゃないかっていうことを質問したんです。

○議長（山路 有君） 2万円上がっていくわけだけん、減免されえ方が少なあなっていくかい質問です。

矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。御質問のとおり、後期高齢に係る部分の限度額が増えるということでございまして、ここでの、増えることは増える方がいらっしゃるんですけども、各世帯で見ますので、所得が高い人がいらっしゃれば、その方が20万円までだったのに22万円に上がるということは考えられます。ただ、それと別に、軽減の措置のほうでは、それぞれの方の所得が28万5,000円なり53万円なりの所得までだったのが上乘せになるので、その分、軽減される世帯を拾う範囲が広がっていくという解釈でございます。以上です。駄目かな。すみません、ちょっと答えが悪かった。

○議長（山路 有君） 江田議員。

江田議員、3回目です。

○議員（3番 江田 加代君） そうしますと、この条例改正で、当初予算に比べて、1人当たりの国民健康保険税の負担ってというのはどれくらい変わってきますか。少しでも安くなりますか。これ、本算定と考えてもいいですよ、今の段階だと。そうすると、当初予算の段階のときと、この今の段階とで計算してみて、1人当たりの国民健康保険税が安くなるのか高くなるのかっていうことを最後の質問にします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。ちょっと答えが悪くてすみませんが、これ、全てにおいて該当になる世帯とならない世帯がありますので、限度額が上がる世帯は4年度ベースでいいますと7世帯の該当があって、それは限度額が上がってもその世帯は変

わりません。それと、当然、限度額高いところは所得が高い方ですので、軽減の対象にはなっていない世帯でございます。ですので、5割軽減、2割軽減の対象のところは所得の低いところの方を対象に狙っておりますので、その該当が、4年度ベースで拾ってみますと、大体5世帯が2割軽減の対象に含まれてくると。5割軽減は変更がございませんでしたけども、今まで2割軽減の対象になってなかった5世帯が2割軽減の対象になってまいりますので、保険税が安くなる世帯が5世帯増えるということになりますけども、全体の1人当たりの計算ということではちょっと出しておりませんが、そういったことで、各世帯によって変わります。税率としては変わっておりませんので、後期高齢のところの上限の該当の5世帯については2万円分上がるかもしれませんが、それ以外の方で2割軽減の5世帯が入ってこられる方については下がるということでございます。つまり、該当する世帯……（発言する者あり）すみません、申し訳ありません。該当する世帯によって変わってまいりますので、1人当たりということでの計算にはしておりません。以上です。

○議長（山路 有君） つまりは、江田さんの言われちゃうのは、全体的に2万円上がると限度額が上がるから少なあにならへんかということをやっとられえわけなんだけど、総体的には変わらないと。2万円。だけど、基本的には、やっぱり上がったら2割減免の人は少なくなってくるじゃないか。5割、2割。ではないわけ……（発言する者あり）

橋井議員。私もいまいち理解できないですからね。

どうぞ。

○議員（8番 橋井 満義君） よろしいですか。

○議長（山路 有君） はい。

○議員（8番 橋井 満義君） 先ほど来、大変ややこしい話になりつつあるなと思って、私思っています。基本的に今回の提案でプレゼンされているのは、要するに20万円から22万、それから28万5,000から29万、それから52万円から53万5,000円で、前の20から22の部分と、その次の言った28万5,000と52万円から上がってくる。要するに、それは総体、グロスの総所得の云々ということの扱いになっていくわけですから、それにプラス、文言ではちょっと山林云々なんていってややこしいもんがさばってるから、何か変な財源のように見受けられるんですよ。それで、江田議員もおっしゃったとおり、要するに、今回の最初の20万から22万円に上がっていくよ、それとリンクをした次の2番目、3番目の項目を提案をされることによって、どのように今後はこの国保会計の部分の計画と推計を持っていく考えであるのか、村の対応をお示し願いたいというのが私の質問です。どう変わっていくのかというのを見てるかとい

うこと。おかしいですかね。どういうふうに推計をしてるのかなということが、今後の国保会計を保つためにどうなのかなということを考えておられて提案をされておられるんじゃないかなと思ってんだけど。

○議長（山路 有君） 国の法律が変わってるかいな。

○議員（８番 橋井 満義君） 余計おかしくなりましたか。

○議長（山路 有君） 余計おかしになっちゃったなあ。

矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えいたします。まず、このたびの条例改正につきましては、地方税法施行令の一部改正、全国、国内一律ですけれども、その中で後期高齢者の限度額を２０万から２２万円に引き上げましょう、それと、５割軽減と２割軽減のそれぞれの所得の換算の範囲を広げましょうという、この２段階がございます。それで、２０万から２２万増える世帯は先ほど申し上げた７世帯あって変わらないということを言っておりますけれども、要は、所得が高い世帯が変わりませんので、その世帯の方は４年度ベースでいうと２万円上がるので、単純に来年度、２万円上がる計算になります。５割軽減なり２割軽減、あと７割軽減もございすけれども、このたびは５割と２割軽減でして、その軽減の対象になるということは所得の状況によって変わってまいりますので、当然所得が高い方はそこには入ってまいりませんので、先ほどの２０万が２２万になったということは高い世帯の方なので、その方は上がります。ただ、そこに該当になってない世帯のうち、その世帯の所得が今までは計算の中で軽減の対象になってなかったんですけれども、その枠を広げたことによって５世帯が４年度ベースでは対象になってまいりますので、その対象となる世帯は下がっていくということになります。相対的にどうかということではありませんが、１人当たりの税額を計算してみないと分かりませんが、そういったことで世帯ごとの所得に応じて違いますので、一概に全体が高くなる、低くなるということでの話じゃないと理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（８番 橋井 満義君） 私はちょっと観念的な、高くなる、低くなるの話をしたように思われるかもしれませんが。というのは、日吉津村って所得が今高い、安いと言われて、７世帯の云々ということが出ましたけれども、今後、推計として、私、どうでしょうかと言ったのは、その中に、要するに所得層がそんなに今もう、所得水準のベースといいますか、申告も終わってますから、おおむね日吉津の対象の方の所得水準ベースというのは把握しておられるはずだと思って私は話を言ってるわけで、そう低くなるわけではないと私は個人的に見てます。それを推計していく中

では、今後の国保の在り方というのは、この先ほどの7世帯云々といっても、これは8とか9とか、そこ、上がるであろう、であろうですけどね。そういうことの中で、次の割合の部分が2割の云々ということはあるんだけど、そこは比準化していくと、徐々にその部分では、要するに所得層のベース部分に左右される影響が大きいのではないかなというふうに私は見ておった一人なものですから、その辺についての見解はいかがでしょうかということを聞いたまでのことでありますので、それは蓋開けてみな分かんのは確かなことですので、その辺の話を、どうかな、どう見ておられるのかなというふうに思ったものですから、それを伺ったところです。答弁があれば答えていただければいいです。なければよろしいです。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。今回のこの国保税の改正につきまして、これ、国全体での改正ということでありまして、考え方としましては、先ほど来説明をさせていただいてますけれども、負担能力がある方については、この引上げ、20万から22万の引上げというところで負担をいただきつつ、逆に、中間、低所得の方々については、この軽減の範囲を増やしていこうというような考え方、上がるところは上げて、担税力の低いところはより軽減をしていこうというような考え方の下に行われる税制改正であると認識をしていますので、また、このことが、この改正が村の国保会計にどのような影響があるかということにつきましては、本算定、これからということもありますので、この改正の結果も踏まえたところで、また年度途中になるかもしれませんが、今後の行き先を見ていくというようなことになろうかと思っておりますので、御理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） いろいろと御答弁いただきましたけれども、私、やっぱりこれは……。

○議長（山路 有君） 江田議員、討論ですよ。

○議員（3番 江田 加代君） 討論。

○議長（山路 有君） はい。

○議員（３番 江田 加代君） はい。

○議長（山路 有君） 前に出て、討論して。自席で討論しませんよ。

○議員（３番 江田 加代君） 失礼いたしました。

３番、江田です。私は、この案件につきましては賛成できないという立場で討論したいと思います。

どう見ましても、例えば最初の、国民健康保険税としてお支払いはするんですけども、その中の後期高齢者支援金課税、後期高齢者のほうに出す、それについての保険料については、今までは２０万円が上限だったのが２２万円になるということは、２万円負担が増えるわけですよ、払う側からすれば。それと、それに併せて、今度は医療分、２割、５割減免の医療分についても、上限が上がるということは、例えば５割減免を受けられていた方が２割減免に落ちてしまうということは、負担が増えるわけです。そういったふうに私は考えますので、これについては反対の立場で討論したいと思います。御賛同よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はありませんか。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） ５番、前田です。賛成討論する機会もないので、させていただきます。

先ほどの江田議員の、要するに村民負担を心配される議論というのは理解しますけども、先ほどの話のように、ある程度の所得のある方からは２０万円をこの際２２万まで上げようと、その該当が、先ほど、７世帯ですかね、何か把握してるのが７世帯の方については２万円上がるというお話、それから、減免については５割減免、２割減免は低所得者層に対する減免の基準額を上げるということは対象が増えるということなので、要するに、これまでは５割減免にならなかった人が、僅かの差ですけども、そこに入る人は５割減免になる、さらに、それから２割減免も、なかった人が、多少の所得の差ですけども、それで２割減免になるということで、それが５世帯ですかね、５世帯ぐらい今把握してます。だから、５世帯ぐらいの人は、これまで減免が少なかった人が２割減免になるんじゃないかね、２割減免になって、５割減免にまでなる人は、たまたま日吉津村の場合、現在把握してませんということなので、基本的に低所得者層に対しては限度額を上げることによって対象に入れていこうという考え方なので、現在の社会情勢からいうと、低所得者の方には多少なりとも厚く対応しようということであり、所得のある方には多少負担をお願いしようということなので、バランス的には私はそういった理解で認めていきたくないかなというふうに思っております。以上であります。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、討論を終わります。

これから承認第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） ありがとうございました。起立多数と認めます。したがって、承認第 2 号は、原案のとおり承認されました。

追加日程第 1 6 議案第 2 2 号

○議長（山路 有君） 追加日程第 1 6、議案第 2 2 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 2 2 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 1 回）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 2,855 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6,570 万円とするものでございます。

歳出のほうから主なものを申し上げます。まず、7 ページを御覧ください。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費に 465 万 4,000 円を計上しておりますが、これは生活困窮者等原油高・物価高騰緊急対策事業給付金として、当初予算で 1 世帯当たり 1 万 4,000 円を計上しておりましたが、1 世帯当たり 3,000 円を増額し、1 万 7,000 円の給付を行うことによる増額、また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金として、住民税非課税世帯へ 3 万円の給付を行うための扶助費の増額が主なものでございます。

続いて、8 ページを御覧ください。第 3 款民生費、第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費に 220 万 6,000 円、同款同項第 3 目母子父子福祉費に 321 万 3,000 円を計上しておりますが、これは独り親及び独り親以外の低所得子育て世帯生活支援特別給付金として、児童 1 人当たり 5 万円給付を行うための扶助費の増額が主なものでございます。

次に、9 ページを御覧ください。第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 3 目環境衛生費に 29

4万9,000円を計上しておりますが、これはSDGs推進として、個人が宅配ボックスの購入をされた費用に対して2分の1補助を行うための宅配ボックス購入支援補助金の増額が主なものでございます。

次に、10ページを御覧ください。第6款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費に1,861万2,000円を計上しておりますが、これは物価高騰に対する消費下支えのため、村民1人当たり5,000円のひえづ元気回復商品券事業、第5弾となりますが、これを行うために増額をするものでございます。そのほかはほとんどが人件費の補正となっておりますが、これは職員並びに会計年度任用職員の4月の人事異動、昇格等に伴う補正を行うものでございます。

続いて、歳入について御説明を申し上げます。5ページを御覧ください。第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金に2,525万7,000円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額によるものでございます。同款同項第2目民生費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を541万7,000円を計上しておりますが、これは低所得子育て世帯生活支援特別給付金に係るものを増額しており、その他、全体につきましては財政調整基金繰入金で調整をしております。

以上、議案第22号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑については、ページ数を言ってから質疑をしていただくと執行部のほうも分かりやすいと思いますので、ページ数を言った中での質疑をお願いしたいというふうに思います。

そうしますと、質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。12ページ、13ページ、14ページ、15ページの給与、賃金についてのところなんですけど、今現在、本村では正規の職員さんが何人で、会計年度任用職員さんとそれ以外の職員というのは、正規の方も入ってるわけですか。その正規の職員さんと会計年度任用職員さんの人数をそれぞれ教えてください。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。14ページを御覧いただきますと、まず、アで会計年度任用職員以外の職員ということで、これが正規職員になります。補正後が最新のものでありますので、この会計上では51名ということです。

それから、15ページのイのところに行っていただきますと、これが会計年度任用職員ということで、ここの補正後が60名ということですので、その合計が一応全ての人数ということになります。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（3番 江田 加代君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。5点ほどお願いします。

予算書の7ページですね。7ページの扶助費で、今の物価高騰の対策給付費を1万4,000円当初あったものを3,000円アップしたということであります。この辺の3,000円アップした意味合いといいますか、経過といいますか、その辺を少し補足をいただきたいなというのがまず1点目。

それから、2点目ですが、次の8ページに、独り親の家庭、それからそれ以外の家庭とかっていうことで、概要書でいいますと3ページと4ページにあるんですが、いずれも児童1人当たり5万円ということで、まずは、分からないわけじゃないんですけど、ひとり親以外の低所得子育て世帯、それから、低所得子育て世帯生活支援と、同じような内容のものが、2つ目は母子父子福祉費ということなので、こういうふうに分ける必要がそもそもあるのかということに、少し疑問というほどでもないんですけど、その辺の説明をいただきたいのと、それから、いずれも申請が必要な方っていうのが上がっておりまして、この辺はもう既に申請を、もちろん申請を受けてもいいんですけど、申請の必要な方には村のほうで把握して連絡を取られる、取れるんじゃないかというように思うんで、その辺りの配慮をどのように考えられてるのか。多分家庭においては混乱されるんじゃないかなと思うんで、その辺をお聞きしたいということが2点目です。

それから、3点目ですが、9ページの環境衛生費の中に宅配ボックスの購入支援補助金ということであります。1万5,000円を限度にボックスの新設をとということで、それがSDGsの事業として上がっているわけですが、そもそもこのSDGsの推進事業というものの全体像がちょっと分からないんで、その辺も補足いただきたいぐらいなんですが、まず、この宅配ボックスを購入、助成することがSDGsにつながるというのは、分からないわけじゃないんです。でも、どれぐらいの効果があるか、日吉津村においてですね。既にもう設置してる方も結構見受けられますし、それを、宅配ボックスを作ることによって宅急便のガソリンが消費が減るというの、分からないわけじゃないんですけども、何か唐突に、国のメニューにあったからちょっとやるの

かなというふうに思うし、対象からいうと件数そんなに多くないので、例えば継続的にやるのかというようなことを考えると、もう少ししっかり考えてやるべき事業じゃないかなというのが率直な感想ですが、その辺の今回補正で出された意図をお聞きしたいなというふうなことです。

それから、予算書でいうと10ページから11ページにかけてですが、教育委員会の学校管理費の中で、給料から会計年度職員さんの給料が280万減額になって、報酬のほうに、これは新規に入った方だと思うんですけど、140万プラスの補正になっているということで、学校現場の状況ですからいろいろ変化があったと思いますが、金額も違うので、この辺の人員的な変更について、関連するんじゃないかと思う、報酬と給料と関連するんじゃないかと思うんで、その点の御説明をいただきたいと思います。

それから、もう1点、先ほどの答弁で、正規職員は何名かということであるんですが、これ、議長からはここで聞くことじゃないと言われるかもしれませんが、前から気になっているのは、正規職員という言い方が適切なのか、あるいは定数内職員というのが適切なのか、私の問題意識としては、会計年度職員さんがいて、その人らも給料になって、じゃあ、いわゆる定数内の職員は正規職員という、やっぱり何となくと言われるほうは抵抗があるんじゃないかなと。私たちは非正規かという話になるんじゃないかという思いがあって、本来、どう表現、お互いにすべきかということを、何かこの辺の考えがあれば御指摘いただきたいなということを最後にお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。まず、物価高騰に伴います給付金の関係で、1万4,000円から1万7,000円のアップにつきまして、こちらの経過ということなんですけども、当初予算の計上する時期は、これ、県の補助事業を受けて、2分の1県補助ということで行っております給付事業でございますが、県のほうは1万4,000円ということで当初予定をされておりましたが、こちらの基準額が1万7,000円に上がったということで、そちらに合わせまして村のほうも1万7,000円に上乗せさせていただいたということでございます。

続きまして、低所得世帯への生活支援給付金の独り親と独り親以外ということで、別に予算計上されているということにつきましての御説明なんですけども、こちらにつきましては、まず、給付する対象が独り親世帯につきましては児童扶養手当の支給世帯ということが対象という要件になっておりますので、こちらの令和5年3月支給対象者、こちらに給付をしていくということでございます。一方で、独り親以外の世帯については、住民税非課税世帯という、そちらでの対

象ということの絞り込みでございますので、対象者の拾い上げの段階でスキームが違ってまいりますので、別建てで計上をさせていただいてということでございます。

あと、申請が必要な方の考え方なんですけども、こちらにつきましては、家計急変の方を救うというところの考え方でございまして、それは、前年度所得で考えますと、前年は所得そう変わらなかったけども、年が替わって、この４月までの期間が非常に所得が下がられたとか、月額の手取りが少なくなったよというような方につきまして対象にしていこうという考えでございますので、こちらについては行政としてなかなか把握のしにくい部分でございますので、対象の方には申請をしていただくということが必要になってこようかと考えております。ですので、対象の方ということは一応広く広報させていただいて、そのような方がおられるということがあれば、相談を窓口のほうにさせていただいて、できるだけ対象となるような手続を進めてまいりたいということと考えております。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。まず、この宅配便ボックスの購入支援補助金についてでございますが、この事業につきましては、概要書、説明資料の５ページにＳＤＧｓ推進事業ということで上げさせていただいております。

まず、この事業の概要ですけれども、新型コロナウイルスの影響によりまして、インターネット注文等の宅配が拡大しております。コロナだけではありませんけれども、昨今、インターネットによる注文というのは増えてきているところでございます。そのときに、宅配業者の郵便物増加の負担、それから、受け取る側の負担が大きくなってきておりますけれども、不在のときに再配達するということがございます。その再配達することによって排出されるＣＯ₂が増加して、それが環境への影響を及ぼしてるんじゃないかということ、それから、そういったことによって温室効果ガスが増えるので、それを削減していこうということが大きな狙いでございます。よって、それが例えば日吉津村にどう具体的な効果があるかということにつきましては、具体的な数字というものは掲げておりませんが、このＳＤＧｓ推進事業という大きな事業名をつけさせていただいております。これにつきましては、まだこれ、今回初めてつけた名称でありまして、御承知のとおり、ＳＤＧｓについては世界的な取組をしていこうという中で、自治体のそれぞれも取り組まなきゃいけないというような国の指針も出ています。よって、その中の一つの目標にあります１３番という、１７個目標があるんですけど、その１３番目に気候変動に具体的な対策をとというような項目もありますので、この中の一つの取組ということで今回上げさせていただいているところでございます。決して国のメニューがあったからそれをやってみるということでは

ありませんで、一応村の中で検討をして、こんなことができるんじゃないかというようなところで今回やってみたいということでございます。しっかり考えてやるべきじゃないかという御意見も分かりますけれども、考えた上で、一応とにかく動いてみるということの予算要求でございますので、御理解をいただきたいなというふうに思っております。

それから、次の教育委員会の人件費の関係ですけれども、当初予算案におきましては、会計年度任用職員さんの2名分をフルで予算をしておりました。それで、その2名が採用できなくて、1名はフルで採用できたんですけども、1名はパートさんで採用しておりますので、会計職員給与の281万4,000円の減は1名のフルの減、それで、会計年度任用職員報酬につきましては1人のパートさんの報酬の増ということですので、御理解をいただきたいと思います。

それから、最後の正規職員という呼び方ですけども、やはり私自身もどうかなというふうには考えておまして、ただ、それが正しいのかとか適切なのかというところにつきましては少しちょっと調査してみたいなというふうに思っておりますので、課題として認識させていただきたいなと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） どうもありがとうございました。2点、先ほどのSDGsの推進事業ということに関して、それほど大きな予算ではないわけですので、特に問題だというわけではないんですが、SDGsを進める上で、例えば村の環境審議会とか、村民の方にももう少しそういう場をつくって、村民としてこういった事業をみんなで頑張ろうというふうなことがないと、単にボックスを補助しますよということ、ああ、便利だからボックス買おうかという人や、もう買った人にとっては自分たちは何のメリットもなかったなということや、あるいは、今年度の予算で対応し切れなかったら来年も再来年も助成はしてもらえないのかという話になると思うんですね。その辺が、よく様子を見ながら考えていただきたいなということで、とりわけSDGsの推進事業ちゅうものの概要を、村としてのどういうふうに考えてるかちゅうことは村民の方に示してやっぱりこういった事業に取り組むべきじゃないかなというふうに思うんで、その辺のところもお考えがあったら答弁をいただきたいと思います。

正規職員についても、総務課長とも問題意識を共有のようなので、やはりそこは日吉津らしい表現の仕方を工夫いただいたらなというふうに思いますし、それを我々も一緒に使いたいなと思いますので、よろしくお願いします。

その点についても、例えば村長あたり、どのように感じておられるか、御答弁いただければありがたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。まず、1点目のSDGsの関係ですけれども、これ、議員のほうからも環境審議会というようなお話もありましたけれども、やっぱり何ていうか、ごみの削減みたいなことを力を入れて取り組んでいきたいなという思いがあります。それってというのはやっぱり村民の皆様に御協力をいただかないと進んでいけないことだと思っていますので、今年、環境審議会とかごみ問題を考える検討委員会、この辺りを開催をしていく中で、村民の皆様にも加わっていただいて議論いただく中で、そのSDGs全体、地球環境ということを前提にしながら、村としてどういったことをみんなで取り組んでいけるのかということを議論していきたいなというふうに考えているところでございますので、御理解をいただければと思います。

もう1点の正規職員という呼び方については、私も同じような考えを持っております。どういった呼び方が適切なのかということにつきまして、また少し研究をしてみたいなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですね。

○議員（5番 前田 昇君） はい。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 度々すみません。コロナのワクチンのことで質問します。

○議長（山路 有君） 何ページですか。

○議員（3番 江田 加代君） コロナですから、5ページです。最近なんですけれども、障がい者の集まりがありまして、集まりました。そしたら、今回は6回目なんですけれども、5回目までは親御さんの案内と一緒に障がい者の子供さんのワクチン接種の接種票が送って来てたんだそうです。6回目の分には子供の分がなかったので、なぜかなと思って、どうも役場に問い合わせられたみたいですけども、そしたら、小ちゃな声で、申請になりましたって、申請してくださいって言われたんだそうです。この背景にどういった理由があってそういうふうになったのかなということを質問いたします。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。今、議員の質問としましては、接種券が送られてなかったという意味でよろしかったでしょうか。このたびの対象者としてしましては65歳以上の高齢の方で、前回の接種から3か月を経過した方が対象ということで、その該当の方に接種券は配付をさせていただいております。それ以外に、医療従事者、高齢者福

祉施設等にお勤めの方や、基礎疾患をお持ちの方については申請をしていただいて、その方について接種券を送付するというのは、これは以前から同じような対応の仕方をしております。以前、基礎疾患をお持ちの方については、1回目、2回目等で基礎疾患をお持ちで接種をされた方について、こちらから送らせていただいたこともございましたけども、今回につきましてはそのような方も含めて申請をしていただいて、その方について接種券を送るというやり方にさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。3回目になります。

○議員（3番 江田 加代君） そうしますと、障がい者については基礎疾患を持った者というふうな位置づけだったということですか。それで、説明は受けられたらしいです。申請をすればしていただけますかと聞いたら、できますということだったんですけど、ほかに二、三人おられた方が、ああ、それで今回はなかったのかいっていうことを口そろえて言っておられましたので、何かあったのかなと思って質問しました。

○議長（山路 有君） 答弁はよろしいですか。

○議員（3番 江田 加代君） 答弁は、いや、何かあったら、ちょっと。

○議長（山路 有君） 何かあったら。

○議員（3番 江田 加代君） 求めます。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。その方がどういう理由で接種の対象になられたかというところは、ちょっとどなたのことか分かりませんので申し上げにくいんですけども、基本的には、対象者は65歳というところは必ず受けられる方ですので、こちらから対応できますが、それ以外の方は対象となられる方に申請をしていただくことによってということで対応させていただいておりますので、窓口のほうにお問い合わせいただいたら対応させていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、順番からいきますと、7、8、9ページ、これの各項目についての12節で委託料、電算処理業務委託料が、児童福祉総務費48万4,000円、それから、あっ、ごめんなさい、7ページがあった、ごめんなさい。7ページは、社会福祉総務費の委託料の電算処理50万1,000

円、次に、8ページの電算処理で48万4,000円、それから、9ページの予防費の電算処理委託で93万と、合計でこれが約200万ということになってます。これの財源は、入の部分から推測しますのに、これ、国庫金の充当になっておるように思います。今、5月ですから、4月のこの選挙の前にはたしか臨時会を開いてたと思いますので、3月の予算で当初予算の云々ということがあったんですが、そのとき以降にも同じようなことであれば出るタイミングがあってもよかったのかなと思いますが、なぜ今この5月のこのタイミングに予算計上をされて、国庫金の支出をする電算処理業務委託料を予算を組まれたのか、その理由と背景、それがまず、この電算処理業務に関する質疑。

2点目は、先ほど前田議員からもありましたこの宅配ボックスです。国からのお金が16万5,000、それから、一般会計予算から13万5,000円ということで、約6・4ぐらいの割合での支出計画になって、合計30万ということで、1万5,000円までが上限だよ、その代わり、半分は自分たちの懐から出して考えてくださいねというのが、この説明書の5ページで書いてあります。特にこれは、SDGsとこれを捉えていいものかどうかということ、私は実にファジーなもんだと思っておりますが、固有名詞で、大手のところですから問題は多分ないと思いますが、これ、政府のほうとしては、佐川なりクロネコさんのほうから、この宅急便の業者さんのほうが、宅配料をもらわないとやっていけないよということが今は出ております。それで、これらの通販大手はヤフーさんであったりアマゾンさんであったりということになるわけですが、そこは回収をして、その行ったり来たりという回数を少なくすることがSDGsにつながっていくということの考えのように先ほどお話をされましたが、私はそのようにはあんまり感じておりませんので、それであれば、逆に宅配ボックスの製作コンクールで1人当たり小学生でも1万5,000円ぐらい出して、日吉津村独自のSDGsの取組の宅配ボックス製作コンクールみたいなものをやられたほうがまだいいなというふうに私は思ってます。

この宅配ボックスのこの賛否について、私、これだけのことを言わせていただきたいなと思ってましたのは、例えばお年寄りのお宅で、これ、アマゾンさんやヤフーさんのそこ、ショッピングでしてるかどうかというのを、私、常々疑問に思ってます。若い家庭であればそれはやるでしょう。しかしながら、これは、SDGsは社会全体で捉えていくものであるというものが本来の趣旨では私はあると思ってます。それを特定の家庭背景、世代背景のそこをターゲットに持っていくような仕組みと政策が、私は村の施策としてこれがよろしいかどうかということは、少しクエスチョンかなというふうに思ってます。お金の額が少ないとか多いとかではないと思います。もう少し今回のこれを……。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（８番 橋井 満義君） はい。

○議長（山路 有君） 討論じゃないんで、質疑です。

○議員（８番 橋井 満義君） 質疑ですよ。

○議長（山路 有君） 質疑です、そこをわきまえてほしいと思います。

○議員（８番 橋井 満義君） はい。討論ではありませんので。それであれば、これはもう少し一考の価値があるなというふうに、私、思うんで、この１３万５,０００円が本当、これ妥当なのかどうかというものは、この背景をどのように決められたのか、ちょっとそこは答えいただきたいと思います。

それで、最後、１点は、人件費について。これは教育委員会です。先ほど前田議員からも指摘ありましたとおりで、これは予算書の１１ページに出ています学校管理費で、報酬、会任職員の１４２万４,０００円が増額、そして、給与のほぼこれの倍額の２８１万４,０００円が、これが減額ということで、先ほど前田議員に対する答弁では、２名予定をしていたが、１名をパートで採用をしたということの答弁でありました。それで、もともと、元来、これ、２名を採用する予定だったのかどうかということは私は分からないんですけども、もともと２名だったのかどうかということを私は聞いてるんじゃないくて、結果として、これ１名なんです。お金の金額は、出てきてるのは１名です。２名採用する予定、３名採用する予定だったけど１名とか云々というようなことを私は聞きもしませんし、お金は正直で、１名の採用なんです。

それで、この方の職務概要、職能は何なのかいうことをここで一度お聞きしておきたい。以上、３点です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。まず、電算処理委託料の計上についてということでございますけども、このたび計上させていただいておりますのが、ひとり親以外の低所得子育て世帯生活支援特別給付金の事業に伴いますシステム改修費、それと、電力、ガス、食料品等の価格高騰重点支援給付金のシステム改修ということでございまして、こちらにつきましては、この事業の今回の提案に合わせて上げさせていただくということで、事前に提案できるタイミングもございませんでしたし、このタイミングでの予算計上ということでさせていただいているところでございます。

あと、もう１点が、コロナウイルスのワクチン接種の、こちらシステム改修でございまして、こちらについては、春開始接種というところが、なかなか国のほうのスキームのほうも決まりま

せんで、タイミングが遅くなっておりましたので、このタイミングで計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。宅配ボックスに関する御質問ですけれども、まず、16万5,000円、その分配はどういう考えからかということでございました。これにつきましては、入であります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当しております。これを様々な事業に分配して充当をさせていただいてるところでして、まず、合計額が2,525万7,000円となっておりますけれども、そのうちに、低所得世帯支援、これは必須事業ということで、10分の10というふうに決まっております。それ以外の金額を充当しておりますのが、先ほど来出ております1万4,000円を1万7,000円にアップしたことによります88万5,000円の半分、44万2,000円を充当しております。

それから、商品券事業ということで、これも予算を上げさせていただいておりますが、予算額が1,788万5,000円のうち1,755万円をこちらのほうに充当しております。そして、この宅配ボックスが30万予算、総額なんですけれども、そのうち16万5,000円ということで、なるべく商品券のほうに重きを置いて、そして、宅配ボックスについては13万5,000円という一般財源になりますけれども、そちらを充当するというので、一応上限が決まっているゆえでの分配という考え方でございますので、以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員の御質問にお答えをします。10ページ、11ページにございました教育費に関するところです。まず、給与のところが281万4,000円、フルタイムの会計年度任用職員の給与1人分がマイナスで、それから、その上に、10ページ、一番下にありますように、パートタイムの会計年度任用職員の報酬1人分がプラスになっているものです。これは、具体的には教育支援センターぷらっとルームの相談員を指しております。それで、本来であればフルタイムの職員を雇うようにというふうなことで任用に向けて動いておりましたが、なかなかフルタイムで勤めていただくことができる方を任用が非常に難しく、パートタイムで対応させていただいたところです。ちなみに、ぷらっとルーム相談員というのは、主に来られた児童に対しての教育、学習内容等の計画だったり、保護者への教育相談、またそういったことにも相談に乗って進めていくというふうなことを主な業務にするものです。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 先ほど議長から御指示をいただきました。簡潔にしたいと思いま

すので、よろしくお願いします。

1点目の橋田課長の答弁の中で分かりましたのは、やはり国のスキームの遅延であったり、国の動きによってのそこの部分がしわ寄せを来てこのタイミングになったということで、これは理解をしましたので、今後ともよろしくお願いします。

それから、2点目のその国庫金のこの分配の云々ということを御説明を丁寧にいただきましたけども、私が申し上げてるのはそのことではなくて、やはりこれからこれを継続していくのかどうかということが、今回、1万5,000の上限枠で、宅配ボックスを作られる人は20件を想定してますよということのようですが、これ、ずっと20件をそれでやられるつもりでおられるのか、でも、これもやっぱり続けていくことがSDGsの大きな目標であったり云々するんで、それはそれとしてのお考えでしょうから理解をしました。しかしながら、これらを仮に設置される方の想定されてる、これ、要するに推測ですけども、どういう御家庭といったら難しいから、その想定されてるのはどの辺を想定されてるのかなと思って、ちょっとその辺だけの、当たりをつけておられるとか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいというふうに思っております。ですから、再質問はその件が1つ。

それから、教育委員会の件では、確かに2名予定だったり1名の云々ということではあるわけですが、フルタイムでやはりふらっとルームでやっていただける方も、はっきり言えばこれ、給付なり報酬がこの金額って安くない。こんなことを言って、これは討論でも何でもないですよ。私が思ってるのに、その辺での検討をもう少しされたほうがいいんじゃないかなと思って、今思ってるので、その辺はちょっと照らし合わせた、観念的なもんでもいいので、その辺の考え方についてちょっと再度お伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員の御質問にお答えします。この宅配ボックスの事業につきましてはこれから始めてみるわけでして、またどういう反響があるかとかニーズがあるかというのはちょっと定かではありませんけれども、やはり事業の趣旨からいえば、今後も継続していきたいというふうに考えております。

それで、宅配ボックスをいろいろ調べてみますのに、いろんなタイプのものがございまして、個別の家庭に適したものとか、アパートではこういうタイプのものとかいうような形でいろんなタイプのものも用意されておりますので、想定としても幅広く使っていただければなというふうには思っております。それで、昼間おられる方がいらっしゃれば不要になるかもしれませんが、留守がちな方には都合のいいものになるかもしれません。どなたか、どういう方を想定というわ

けではなくて、ニーズがあればどんどん設置していただければなというふうに考えてるところで
ございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。おっしゃるとおり、その職責
からして、相談員はフルタイムでおっていただきたいし、それに見合った報酬を得ていただきたい
い、もう、おっしゃるとおりでございます。ただ、教員免許が必要であるという条件をつけてい
ること、また、昨今の教員難、人材難ということで、お願いできる方は、かなりの部分は県教育
委員会が採用する代員等のところに流れていきます。私たち教育委員会が時期的に、あるいは強
力に採用のための活動をもっときちんとすべきと言われればそのとおりなのですが、なかなかそ
ううまくいかないというのが現状でございました。

金額に関しましては、パートの職員さんの中では最高額で、時給が1,400円だったと思いま
すが、最高額なんですけど時間給ですので、まとめるとこの金額になるということでございます。
実際に受けていただいている方は教員管理職OBの方でして、子供のためにということで、それで
はいけないのしょうけども、厚意を持って、私がやりましょうかという方でございます、大
変ありがたいなと思っているところでございます。そのような状況でございまして、御指摘のと
おり、きちんとフルタイムを採用していけるように、またこれからも頑張っていきたいというふ
うに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいでしょうか。

○議員（8番 橋井 満義君） 議長、ありがとうございます。先ほど来の質問で堂々巡りになっ
たり云々してはいけません。今のSDGsの宅配ボックスの部分は、今回の予算計上を契機に、
その裏を取るの、ちょっと表現、あまり適切ではないですけど、きちんとデータを取って、そ
の必要、ニーズ、合わせて今後の取組に取り組んでいただければありがたいなというふうに思
います。

それから、教育長、ありがとうございました。やはり今、もう本当に教育現場が人材不足にな
ってますから、どこに聞いても同じ、異口同音に同じことを言われます。できれば地元に近いと
ころの方でそういった適切な方がおられれば、村長、少し報酬を検討する余裕の幅を持たせなが
ら、また教育長と再度そこは柔軟に対応していただければ、地元の子供のためにと思って、あり
がたいなというふうに思いますので、よろしく御配慮をいただきたいと思いますので、意見を添
えて、終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山路 有君） ありがとうございました。全員起立と認めます。したがって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

追加日程第 1 7 同意第 1 号

○議長（山路 有君） 追加日程第 1 7、同意第 1 号、日吉津村監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、長谷川議員の退場を求めます。

〔 4 番 長谷川康弘君退場〕

○議長（山路 有君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました同意第 1 号、日吉津村監査委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

村の監査委員につきましては、2 名のうち 1 名を議会議員から選任することとなっているところですが、地方自治法第 1 9 6 条の規定により、このたびの改選により改めて選任し、本議会の同意を求めるものでございます。

なお、監査委員の氏名等につきましては議案のとおりでございますので、御覧いただければと思います。長谷川議員を監査委員にということで提案をさせていただくものでございます。

以上、同意第 1 号の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから同意第 1 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから同意第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号は、原案のとおり同意されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時 2 5 分休憩

午後 3 時 2 7 分再開

○議長（山路 有君） 再開いたします。

追加日程第 1 8 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 追加日程第 1 8、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 9 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 追加日程第 1 9、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、臨時議会を含め、次期の議会運営について、会議規則第 7 5 条の規定に

よって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（山路 有君） 以上で本臨時会の会期に付議された議案は全て議了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和5年第1回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時30分閉会
